

発議第 5 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の  
提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則  
(平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号)第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 12 月 19 日 提出

瀬戸内市議会議長 小野田 光 様

提出者 環境福祉常任委員長 石原 芳高

(提案理由)

我が国における B 型・C 型ウイルス性肝炎患者は、350 万人以上いると推定されており、国の責めに帰すべき事由によって感染した人も多数存在しています。そうした中、ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成は、対象となる医療が限定されているため、助成対象外の患者が相当数にのぼり、特に肝硬変・肝がん患者は生活に困難をきたしています。肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であることから、地方自治法第 99 条の規定により国会及び政府関係機関に意見書を提出しようとするものです。

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難をきたしている。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準につき見直しを行い、患者の今日的状況に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

（意見書提出先）

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣